

地域医療機関誘致の考え方について

超高齢社会を迎え、今後、医療需要が増加することが予測されている。医療や介護を必要とする区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、超高齢化に対応する医療機能を持つ医療機関の存在が重要である。

東京都地域医療構想(2016年7月)は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた医療提供体制を構築するために、二次保健医療圏の医療機能別の医療需要と必要病床数推計を示した。中野区を含む区西部保健医療圏では、回復期機能を持つ病床が不足しており、2025年にはさらに需要が増すことが想定されている。

一方、5年ぶりに改定された東京都保健医療計画(2018年3月)では、区西部保健医療圏には急性期機能を持つ病床が集積しており、病床数は過剰であるとされた。

こうした状況を踏まえ、今後の医療需要に対応するため、地域医療機関を誘致する考え方について以下のとおり報告する。

1 地域医療機関誘致の理由

中野区の老年人口は2025年以降、急激に増加し、2055年にはピークを迎える。超高齢化に備え、在宅医療をバックアップし、地域包括ケアシステムを支える拠点としての医療機関を区内に確保する必要がある。

2 医療機関誘致予定地の概要

(1) 所在地

中野区中野一丁目57番2号(旧中野中跡地)

(2) 敷地面積

約10,148m²

3 誘致する医療機関

病床数150床以上の病院であって、区西部保健医療圏(新宿区・中野区・杉並区)において既に開設しており、誘致予定地に移転可能な医療機関

4 誘致の方法

企画提案公募型事業者選定方式により実施する。

5 誘致する医療機関に求める機能等

公有地を活用する観点から、以下の医療機能等を有することを必須とする。

(1) 回復期医療

地域包括ケア病床（病棟）、回復期リハビリテーション病床（病棟）のいずれか、もしくはその両方を有し、地域の在宅医療を支援すること

(2) 救急医療

集中治療室を設け、東京都二次救急医療機関として指定を受けること

(3) 災害時医療

東京都災害拠点病院、東京都災害拠点連携病院、東京都災害医療支援病院のいずれかの指定を受けること

(4) 区内医療機関との連携

区内医療機関からの紹介患者に対する医療提供体制を有し、また、他病院やかかりつけ医へ患者を紹介できる等、医療法に規定する地域医療支援病院に準じた紹介率・逆紹介率を有すること

(5) 地域医療への支援

地域医療支援病院と同様に、高額医療機器共同利用や地域医療貢献事業（医療連携講演会等）を実施し、地区医師会等と連携して地域医療の質の向上に寄与すること

6 その他提案事業

事業者（地域医療機関開設者）がその他の事業を提案する場合は、区内の医療又は保健福祉の向上に資するものであること

（例）医療的ケアの必要な在宅難病患者や障害者（児）の短期入所
高齢者福祉施設の運営 など

7 区有地の貸付けについて

定期借地権に基づく土地賃貸借契約によるものとし、貸付期間は50年とする。貸付料については中野区行政財産使用料条例に基づき算定する。

なお、区が実施する事業を受託する場合や提案事業の内容により、貸付料を減額する場合がある。

8 スケジュール（案）

2019年	第1回定例会報告（公募について） 企画提案型事業者公募の実施
2020年	事業者（地域医療機関開設者）の選定 覚書取り交わし 協定締結 基本設計
2021年	実施設計 定期借地権契約締結 旧中野中解体・建築工事
2025年	地域医療機関竣工、開設